

定 款

株式会社 Z O A

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ZOAと称し、英文では、ZOA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ機器、通信機器、事務機器、文房具の販売・保守・補修
2. 電子応用機械器具、音響機器、録音及び録画再生装置、電気通信機器及び電気機械器具、家庭用電化製品の販売・保守・補修
3. コンピュータ周辺機器・付属品および用紙・リボン等事務用品並びに関連書籍・雑誌の販売
4. 中古コンピュータ機器、中古コンピュータ周辺機器、中古通信機器及び中古事務機器等の売買
5. コンピュータ及び関連機器の開発、製造、販売及び賃貸並びにソフトウェアの企画、開発、設計、販売及び賃貸
6. 自動車・自動二輪車の新車、中古車及びそれらの物品の売買・修理・整備・板金塗装業
7. 酒類、健康食品、サプリメント、加工食品の販売業
8. 家具調度品、屋内装飾品の売買
9. 娯楽用品、運動具、楽器、釣用品、玩具の販売及び映画、ビデオテープ、ビデオディスク、レコードの製作、売買
10. 書籍、美術工芸品の売買業
11. 光学機械器具、写真機械器具材料の販売業及び写真の現像、焼付業、各種鍵の加工業
12. 化粧品、医薬品、医薬部外品、医療補助品、毒物、劇物、医療用具、計量機器の販売業
13. 自転車類の販売業
14. 前各号記載の物品の輸出入業及び委託取次業
15. コンピュータ教室の経営及び講習会の開催、人材育成のための教育事業並びにカウンセリング、教養、スポーツ等の文化教室の経営と通信教育

16. 各種物品小売業及び店舗経営に関するコンサルティング、技術援助並びに投資に関する事業
17. 流通業、小売業に関する研究、研修、広告宣伝並びに印刷物の発行
18. カタログ及びインターネットによる通信販売
19. フランチャイズ事業による小売店舗の経営に関する情報提供サービス業
20. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理並びに各種情報提供サービス業
21. 損害保険の代理業及び生命保険の募集業、保険媒介代理業及び輸出入業務に関する代理店業
22. 貨物自動車運送業、自動車運送取扱業、産業廃棄物収集運搬業、ダイレクトメールの封入・封かん・発送業務、商品の梱包並びに配達業務の請負その他物品の輸送及び保管に関する業務
23. 労働者派遣事業法に基づく人材派遣業及び有料職業紹介業
24. 割賦販売法による前払式特定取引業における事務機器販売業務、割賦債権買取業、集金代行業
25. 不動産、動産の鑑定、不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び建築工事・土木工事の設計・施工、修理に関する業務
26. 旅行業法による旅行業、演劇・演芸の興行及び仲介斡旋業、室内装飾業、建築請負業、建築設計及び工事監理、建物及びその敷地内の清掃業務の請負
27. 現金自動預入支払機の保安、運用、管理
28. 切手、収入印紙、テレホンカード、宝くじ、商品券等の販売
29. 石油製品、石油器具、ガス器具及び消火器の販売
30. 宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ用品、絵画、版画、骨董品、古美術品、日用品雑貨、衣料品の売買業
31. 食堂、レストラン、ファーストフード販売店、喫茶店、衣料品、音楽、料理、茶華道、スポーツ・文化施設、遊技場、宿泊施設、駐車場、洗車場並びに理容室、美容室、図書館、各種展示場、多目的ホール、託児施設、擁護施設等の経営
32. 総合リース業
33. 市場調査、広告・宣伝業及びそれらの情報媒体の企画、製作及び販売
34. 金銭の貸付及び金銭の貸借の媒介・保証、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介並びにクレジットカード業
35. 介護保険法による福祉用具貸与業並びに介護保険法による指定居宅介護支援業
36. 減塩、低カロリー及びリノール酸等の成分調整食品、ビタミン等栄養素を補給した栄養補助食品の製造並びに農林水産加工食品の販売
37. 電話・ファックス・電子メール等による事務取次サービス業

38. 印刷及びコピーサービス業務の請負、給与計算業務及びそれに関連する事務手続業務の請負
39. 住宅建築資材、厨房機器、衛生設備機器、空調機器、自然エネルギー（太陽光・風力・地熱）設備機器、照明機器、家庭用電化製品の企画・製造・仕入・販売・仲介業務
40. 生卉、草木類、野菜、果物、種苗、球根等の生産、仕入、販売業務
41. 警備保障業務
42. 製版、印刷、製本及び出版物の制作販売及び広告業務
43. 著作権、著作隣接権、意匠権、工業所有権、商標権等の無体財産権の取得及び賃貸借、販売、その管理運用
44. 情報セキュリティシステムの企画、開発、設計、製作、構築、運用及び販売並びに保守
45. 電子マネー及びその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）の発行、販売及び管理
46. 経営コンサルティング業務
47. 病院、診療所並びに薬局の経営及びコンサルティング
48. 倉庫業
49. 通関業
50. 航空運送代理店業
51. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を静岡県沼津市に置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当会社の公告方法は、電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法で行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,100,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株券の種類並びに株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 株主総会の招集地は、本店所在地のほか、東京都内及び大阪府内のうち当社が招集通知にて指定する場所とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、本定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第22条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長の補佐としてその業務を分掌する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(執行役員)

第23条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行なう。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息を付けない。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿 革

昭和59年	4月	9日実施
平成14年	4月	1日改訂
平成15年	12月	25日改訂
平成16年	6月	17日改訂
平成16年	9月	15日改訂
平成17年	3月	31日改訂
平成17年	6月	27日改訂
平成18年	6月	23日改訂
平成19年	6月	22日改訂
平成21年	6月	24日改訂
平成22年	6月	24日改訂
平成25年	10月	1日改訂
平成29年	6月	23日改訂
令和4年	6月	24日改訂